

# 公募公告

次のとおり公募に付します。

独立行政法人日本貿易振興機構  
副理事長

## 1. 調達内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 公示日        | 2024年9月26日                              |
| (2) 案件名        | 海外インフラ展開支援「ビジネスミッション事業」にかかる<br>共同実施先の公募 |
| (3) 調達案件の仕様等   | 公募説明書による                                |
| (4) 履行期間       | 覚書締結日から2025年3月14日まで                     |
| (5) ジェットロ負担限度額 | 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）/件             |
| (6) 採択件数       | 2件程度                                    |

## 2. 応募資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規第12条」に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格における資格の種類「役務の提供等」のA等級、B等級、C等級、又はD等級に格付けされている者であること。なお、全省庁統一資格がない場合は、日本貿易振興機構発行の等級確認結果通知書（※）を有している者であること。

（※）本案件のみに限定。等級確認の申請方法や問い合わせ先等は、公募説明書を参照。

<等級確認の申請期限> 2024年10月10日（木）17時00分

<等級確認結果の通知期限> 2024年10月11日（金）17時00分

- (3) 公示日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (5) 以下のいずれかの要件を満たしていること。
  - ①プライバシーマークの使用許諾を取得していること（更新手続き中の場合も保有しているものとみなす）。
  - ②情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
  - ③独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断の結果、「設問における平均値」が4.0点以上に達していること。
- (6) 本公募案件における委託業務（以下「本件委託業務」という。）を企業グループで実施する場合、企業グループの構成者全法人が上記（1）から（5）の条件を満たしていること。また、全法人は、他の共同提案への参加を行っていないこと。なお、日本貿易振興

機構との連絡窓口は主幹事法人のみとする。また、同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。

### 3. 応募の流れ

#### (1) 応募書類

- ① フォーム1「応募申請書」： 正（押印） 1部、写し 6部
  - ② フォーム2「提案書」： 正 1部、写し 6部 ※調査の基礎データ等は出所および著作権等を明確に示すこと。
  - ③ フォーム3「支出計画書」： 正 1部、写し 6部および電子媒体（Excel形式）
  - ④ 証憑（積算根拠資料）： 電子媒体（PDF形式、別途配付のハンドブック参照）  
※原本は採択者のみが後日提出すること。
  - ⑤ 全省庁統一資格の資格審査結果通知書または日本貿易振興機構発行の等級確認結果通知書： 写し 1部
  - ⑥ 上記 2.（5）の要件を満たしていることを証明する書類の写し。プライバシーマーク更新手続き中の場合はプライバシーマーク付与事業者更新審査中証明書の写し。
  - ⑦ （該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類： 写し各 1部
  - ⑧ 情報セキュリティに関する調査票
  - ⑨ 情報管理体制図及び情報取扱者名簿（応募時）
  - ⑩ 協定書の写し（企業グループのみ）
- ※ 応募書類は、秘密保持に十分配慮したうえで本事業のみに使用する。また、応募書類は返却しない。
- ※ 採択者決定までに応募申請書等に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ※ 受領した個人情報、ジェトロ個人情報保護方針（<https://www.jetro.go.jp/privacy>）に基づき適正に管理する。

#### (2) 公募説明書の交付

本公示日から、交付を開始する。交付を希望する場合は、下記 3.（5）宛に E-mail で連絡すること。件名は、「ビジネスミッション事業\_公募書類交付希望（企業名）」とする。メールに返信する形式で、3 営業日以内に公募書類一式のダウンロード用 URL を案内する。

#### (3) 公募説明会

- < 日時 > 2024年10月9日（水） 14時00分 ～ 15時00分（任意参加）
- < 場所 > Microsoft Teams によるオンライン形式
- < 申込方法 >

参加希望者は2024年10月8日（火）17時00分までに下記3.（5）宛に E-mail にて申し込むこと。

E-mail の件名は「【公募説明会参加希望】「ビジネスミッション事業（企業名）」とする。

※ 1 者あたりの参加人数は2名までとする。

※Microsoft Teams は必ず事前にバージョンを確認し、最新版に保った状態で使用すること。

※ID やリンクを SNS 等で流用することを禁止する。

#### （4）質問受付

<受付期間> 2024年10月9日（水）15時00分～10月16日（水）17時00分

<受付方法> E-mail（メールアドレスは下記3.（5）参照）

※ E-mail の件名は「ビジネスミッション事業\_質問（企業名）」とすること。

※ 電話による問合せは不可とする。

<回答方法> 2024年10月17日（木）までに日本貿易振興機構ウェブサイト（[https://www.jetro.go.jp/services/infra\\_project/](https://www.jetro.go.jp/services/infra_project/)）に掲載する。

#### （5）応募方法

上記3.（1）①～⑩を直接または郵便等で提出すること。郵便等の場合は、配達記録が残るもの（書留等）に限る。ただし、③支出計画書及び④証憑のみ、紙媒体に加え、電子媒体のいずれも提出すること。

<提出先>

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階  
日本貿易振興機構 海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課  
担当：塚本、岡本、小林

E-mail（③支出計画書及び④証憑のみ）：[infrakikin@jetro.go.jp](mailto:infrakikin@jetro.go.jp)

※ E-mail の件名およびファイル名は「ビジネスミッション事業\_支出計画書（企業名）」とすること。

※ 紙媒体および電子媒体の両方の提出をもって応募完了とみなす。

<提出期限>

2024年10月22日（火）17時00分まで（郵便等の場合、消印有効）

※ 期限を過ぎた応募や書類に不備のある場合は、いかなる理由においても審査の対象外とする。

## 4. 審査

### （1）一次審査

応募書類を基に日本貿易振興機構にて審査を行う。

<審査結果> 2024年10月中旬～10月下旬

### （2）二次審査

一次審査の通過者はプレゼンテーションを行い、外部審査委員および日本貿易振興機構職員が審査を行う。プレゼンテーションには事業統括者を含む2名までの参加が可能。

<実施時期> 2024年10月下旬～11月上旬

※プレゼンテーション会場、順番、発表時間等、詳細は別途連絡する。

<場所> 日本貿易振興機構 本部（東京）

（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）

<内容> 提案書に基づくプレゼンテーション40分間（プレゼンテーション10分間、質疑応答30分間）

<審査結果> 2024年11月上旬

- ※ 審査表（公募説明書の添付資料⑨）に基づき、外部審査委員を含む複数名により各審査を実施する。
- ※ 全応募者に対し各審査結果の通知書を送付し、採択者（共同実施先）の名称のみを日本貿易振興機構のウェブサイトで公表する。ただし、審査の状況等によりスケジュールが多少前後することがある。また、審査結果の理由等に関する質問には対応しない。

### （3）採択後（採択者のみ）

<覚書内容の協議> 2024年11月上旬

<覚書締結（活動開始）> 2024年11月中旬

支出計画書や提案書等について協議を行い、覚書締結に向けて準備を進めるが、採択が覚書締結を保証するものではない点に留意すること。また、覚書締結日が活動開始日となるため、同日より前に発生する業務や支出については精算の対象外となる。

## 5. 独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合は、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり日本貿易振興機構（以下「当機構」）との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供および情報の公表に同意のうえで、応募していただくようご理解とご協力をお願いします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

### （1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、または課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高または事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体および個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに役務等の名称および契約先の名称等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者および課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名および当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高または事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨：

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満または3分の2以上

④一者応札または一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構 OB に係る情報（人数、現在の職名、当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高または事業収入および当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として7 2日以内（4月に締結した契約については原則として9 3日以内）

以上